

一般社団法人SCBラボ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人SCBラボと称する。

(目的)

第2条 当法人は、地方創生を目指し、地域社会の健全な発展を目的とし、地域コミュニティブランドの手法を用いて地域活性化の様々な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. アクティブラーニング教育プログラムの開発・提供・普及
2. 出版事業
3. 広告事業
4. コンサルティング事業
5. セミナー、イベントの企画及び開催
6. 地域コミュニティ及びメディアの構築及び運営
7. 普及啓発活動
8. 地域で活躍できる人材の育成
9. 産官学連携推進にかかる活動
10. その他、当法人の目的を達成するために必要な上記各号に付帯関連する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第6条 当法人は、社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(社員)

第7条 当法人は、当法人の事業目的に賛同し、入社承認を得た個人並びに法人及びその他の団体を社員とし、社員の種別は次のとおりとする。

1. 個人社員：地域活性化に関わる専門家、地域活性化を目指す個人
 2. 法人社員：法人、その他の団体
- ② 個人社員、法人社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(入社)

第8条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

- ② 社員となるには、当法人が定める会費を支払うこととする。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(年会費)

第10条 年会費は、個人社員、法人社員ともに、一口当たり税抜き6万円とする。

(経費)

第11条 当法人の運営上必要な経費は、年会費・寄付金及びその他の雑収入をもって充てる。

- ② 本定款第3条に定める事業の実施にあたって、シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた社員から徴収することができる。
- ③ 上記②の徴収は、理事会の議決によるものとする。
- ④ 会計処理に必要な規定は別途定める。

(除名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第13条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき
6. 年会費を支払わなかったとき

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第15条 当法人の社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、次の事項について議決する。

1. 当法人の解散
2. 規約の制定及び改正
3. 基本運営の方針の決定
4. 事業報告・収支決算、事業計画
5. その他、当法人の運営に関して重要な事項の決定

(招集)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、代表理事が必要に応じて招集する。

② 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を發するものとする。ただし、招集通知は書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がその職務を代行する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席社員が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、代表理事及び監事

(理事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

- ② 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事等)

第24条 当法人に代表理事1人、副代表理事1人以上、常任理事若干名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。
③ 副代表理事は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、2名とする。

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

(理事及び監事の選任方法)

第27条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(理事会の権限)

第29条 当法人の理事会は、次の事項について議決する。

1. 社員の入社
2. 会員の入会、及び、除名
3. 部会の設置、及び、解散
4. その他、当法人の運営に関する事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がその職務を代行する。

(招集手続きの省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、副代表理事がその職務を代行する。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務執行状況の報告)

第35条 代表理事、副代表理事、常任理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 会員

(会員)

第37条 当法人は、当法人の事業目的に賛同し、入会の承認を得た個人並びに法人及びその他の団体を会員とし、会員の種別は次のとおりとする。

1. 個人会員：地域活性化に関わる専門家、地域活性化を目指す個人
2. 法人会員：法人、その他の団体

(会員の権限)

第38条 会員は、第45条に定める部会の設置を理事会に提案できる。

(入会)

第39条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- ② 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第40条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(年会費)

第41条 個人会員、法人会員ともに、無料とする。

(経費)

第42条 第45条に定める部会の運営上必要な経費は、寄付金及びその他の雑収入をもって充てる。

(除名)

第43条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第44条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
4. 除名されたとき
5. 理事会の議決があったとき

(会員名簿)

第45条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(部会の設置)

第46条 当法人は、法人の事業目的達成に資するための部会を設置することができる。

- ② 部会の設置及び構成は、理事会において定める。
- ③ 部会は外部の有識者等をその構成員とすることができる。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第48条 代表理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第49条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第50条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第8章 解散及び清算

（解散の事由）

第51条 当法人は、次の事由によって解散する。

1. 社員総会の特別決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定
5. その他法令で定める事由

（残余財産）

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附則

（顧問）

第53条 当法人は、目的を達成するために必要と認められる場合には、外部の有識者等を若干名、顧問として委任することができる。

- ② 顧問は、当法人の事業に関して助言をおこなう。

- ③ 顧問は、社員総会並びに理事会へ出席することができる。
- ④ 顧問の委任は、社員総会において定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第54条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

医療法人如水会

熊本市中央区練兵町24番地

学校法人君が淵学園

熊本市西区池田四丁目22番1号

株式会社ナレッジコミュニケーション

千葉県市川市相之川三丁目13番23号丸伝小川ビル3F

熊本バスケットボール株式会社

熊本市東区健軍本町8番19号

(設立時理事及び代表理事)

第55条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

理事 嶋田英敬

理事 田尻博子

理事 正木絵美

理事 小保方貴之

理事 吉見憲二

理事 奥沢明

理事 内村安里

理事 浅川浩二

理事 星合隆成

理事 片山和洋

代表理事 嶋田英敬

監事 早田啓考

監事 内藤豊

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年5月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人SCBラボを設立するため、本定款を作成し、設立時社員は次に記名押印する。

平成30年12月6日

設立時社員 熊本市中央区練兵町24番地
医療法人如水会
理事長 嶋田英敬

設立時社員 熊本市西区池田四丁目22番1号
学校法人君が淵学園
理事長 中山峰男

設立時社員 千葉県市川市相之川三丁目13番23号丸伝小川ビル3F
株式会社ナレッジコミュニケーション
代表取締役 奥沢明

設立時社員 熊本市東区健軍本町8番19号
熊本バスケットボール株式会社
代表取締役 湯之上聡